

【お知らせ】農地法第5条許可申請について

農地法第5条の申請にあたり、申請書（4部）に記載していただく他に、下記の書類（原本1部、写し1部）が必要となります。

◎申請前の確認事項

転用の目的、規模、農地の区分等から見て、申請しようとする転用計画は妥当なものであるか。	農業委員会事務局又は農業政策課で確認願います。 ※登記事項証明書や配置図等、参考資料をご提供願います。
---	--

【許可申請書の添付書類等】※共通

◎譲渡人・貸し人

① 印鑑（認印可）	申請書を自書する場合は不要。 ※本人と確認出来る書類（運転免許証、健康保険証等）をご持参下さい。 ※登記事項証明書に記載されている所有者の住所と現住所が異なる場合には「戸籍の附票」など、本人であることが確認できる書類が必要となります。
-----------	---

◎譲受人・借り人

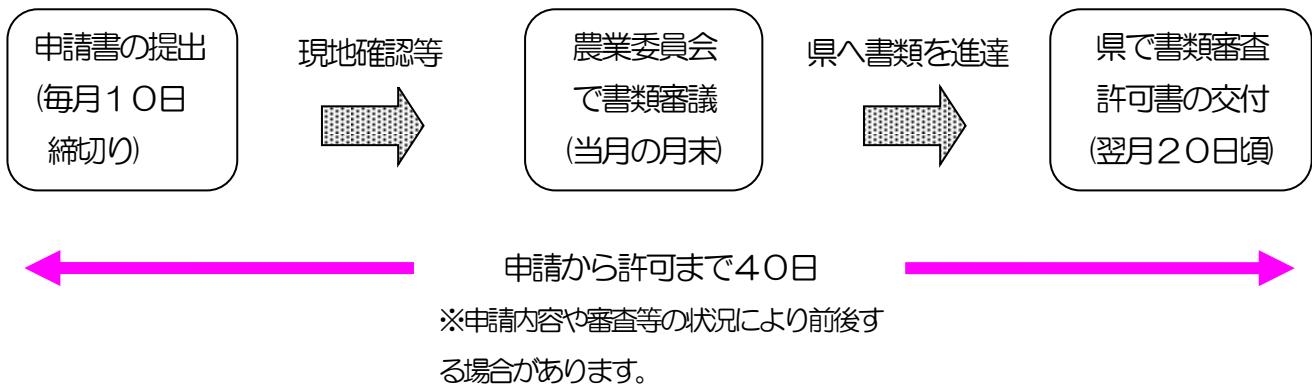
① 印鑑（認印可）	申請書を自書する場合は不要。 ※本人と確認出来る書類（運転免許証、健康保険証等）をご持参下さい。
② 住民票	住所が市外の場合や住所変更を行っている場合。
③ 事業計画書	様式第35号のとおり（内容は詳細に記入願います。）
④ 登記事項証明書	法務局 3ヶ月以内のもの。 ※登記事項証明書は「全部事項証明書」に限る。インターネットから印刷したもの を除く。
⑤ 公図の写し	住宅地図又は1万分の1から5万分の1程度の地図。
⑥ 申請地の位置図	建物・施設の配置図、平面図、立面図、設計図及び求積図等
⑦ 土地利用計画図	預金残高証明書や預金通帳等の写し、又は金融機関が発行した融資証明や融資事前審査結果など。
⑧ 事業の実施に必要な資力があることを証する書面	貸借契約に基づく耕作者、申請地が共有名義の場合の他の所有者、申請地が遺産分割前の場合の他の相続人など。
⑨ 転用行為の妨げとなる者からの同意書	土砂の流出又は崩壊、用排水、日照、通風等に関する被害防除計画を示すもの。周辺農地権利者からの同意書をこれに代えることも可能。
⑩ 周辺農地の営農に支障を及ぼさないことを証する資料	申請地が田の場合。各土地改良区にご確認ください。
⑪ 土地改良区意見書	

⑫ 工程表	工事が1年以上又は一時転用の場合。
⑬ その他参考となる資料	他法令により許認可等を要する場合は、その状況が分かる書類の写しを添付し、事業計画概要書の他法令関係に明記してください。 例) 都市計画法や文化財保護法に関すること、公共物を使用する場合など。

◎申請の内容により、上記のほか下記のものが必要になります。

① 申請者が法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑（法人社判）及び法人の印鑑証明書 <u>【借受人又は譲受人が法人の場合はさらに次の書類】</u> 法人の登記事項証明書又は定款もしくは寄付行為の写し 総会、理事会等の議事録の抄本 <p>※申請地における転用事業を決定した際のもの。</p>
② 転用目的が太陽光発電設備の場合	<ul style="list-style-type: none"> 連携承諾書または系統連携技術の検討結果通知の写し 太陽光発電設備に係る設備認定通知書の写し <p>※申請中の場合は、申込書の写しでも可。認定後、速やかに通知書の写しを提出してください。</p>
③ 転用目的が <u>営農型</u> 太陽光発電設備の場合	<ul style="list-style-type: none"> 上記②の書類 営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書 <p>※根拠資料として、以下の(1)～(3)のいずれかのものを添付願います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 下部の農地で栽培する作物の収穫量や品質に関するデータ (2) 知見を有する者の意見書等 (3) 先行して営農型太陽光発電施設に取り組んでいる者の事例 <ul style="list-style-type: none"> 地域の平均的な単収に関する根拠資料。 設備説明資料 <p>※工作物の仕様・固定方法・遮光率などを明示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 知見者からの同意書 <p>※転用許可後、毎年報告することになる農作物の状況について所見を述べることに関する同意を得ていることが分かるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置者と営農者との合意書等 <p>※設備設置者と営農者が異なる場合は、事業終了後に、支柱を含む太陽光発電設備の撤去について、設備の設置者が費用を負担とすることを基本として、当該費用負担について合意がなされていることが分かるもの。</p>

＝ 申請から許可までの流れ ＝



＝ その他注意事項 ＝

- 事前相談 許可基準が定められています。申請書を作成する前に、転用の目的、規模、理由、時期などの計画を具体的に整理して農業委員会にご相談ください。場合によっては、転用可能か否か宮城県と協議をしますので、回答まで日数を要する場合があります。
- 申請期日 每月 10 日（休日の場合はその翌日）まで申請を受け付けたものは、当月の農業委員会総会審議となります。
- 本人記載 申請書の記載は本人の自書に限ります。
※本人が記載できない特別な事情がある場合は、ご相談ください。
- 委任状 代理申請及び申請書の記載事項を了解した旨が確認出来るもの。
代理人（行政書士等）が申請する場合は、委任状と代理人及び委任者の本人確認ができるものを持参して下さい。
※ 行政書士でない者が、官公署の窓口に提出する申請書等を、他者の依頼を受け業として報酬を得て作成することは、法律違反になることがあります。
- 現地調査 当月の農業委員会総会の日以前（毎月 20 日頃）及び次月初め頃に現地調査があります。立会いは不要ですが、境界が確認できるよう杭、竹等で表示してください。
- 決済金 申請農用地を管轄する土地改良区へお尋ねください。
- 許 可 通常は農業委員会総会で審議した翌月の 20 日頃に、受領していただきます。（後日交付日をお知らせいたします。）
- 登 記 許可後は速やかに所有権移転登記をしてください。
※地目変更登記は、工事等が完了後に行うことができます。
- 贈与税 申請地が生前一括贈与を受けた特例農地の場合、許可後2ヶ月以内に税務署へ届出が必要です。（猶予されている贈与税を納付する場合があります。）
- 抵当権等 抵当権等が設定されている農地を所有権移転する場合には、原則としてその権利を抹消してから申請してください。
- 農業者年金 受給者 申請農地の所有者が、現在、農業者年金を受給している方、近々受給予定の方については別途相談願います。